



414  
A2310

卿

同治八年

卿

輔

丞

八月十日

祖稅頭

林祖稅權助

天正十一年四月  
贈侯爵郵寄

稅園行々全田收納取扱方々  
西院上申 案伺

我邦貨幣之存亡皆其利之妨也  
其價格之一定其在流通之便否  
其平不平其在儲蓄之法  
河案之存立大板之造幣寮之建設  
莫大之費用而不多感新之巨萬  
貨幣之流通  
造幣之方針貨幣之流通





きつれは必し其需に應じ以て之を減すしむるに不  
可なり其増年増出に對し其増出の多し國內に貸付  
にト既空揚及それ以上は全貸日、月、限に決し  
るべきに依りて信用が失ひぬるに大患を醸成  
するに非ず(測) 國家安危に所係する實に憂慮  
すべき所也(測) 以上所言の注意を加へて其  
所大患を救ふの方法を考へ建策を其方法に對して  
不貿易事務に對して豫めの方策を以て救ひ給ふべき  
方々あり其方々善向金貨の貿易限の海關に  
於て税金を納めざる者定むるに對して新貨條  
例に從ひ十四日以上の間は其方々も十四日以上の  
一切の貿易に對して其方々の自給金貨に對して  
與へく亦位の亦位とする所のとて確然と立すべし

外國貿易より輸入するものも亦亦之れを以て其限  
に對して免し下りて遂に全貸増出に對して其方々の  
方々の税金を納めざる者定むるに對して新貨條  
例に從ひ十四日以上の間は其方々の自給金貨に對して  
與へく亦位の亦位とする所のとて確然と立すべし

大藏省

大政大臣殿

大藏省

